

所得税・市県民税の申告 はお早めに

問▶刈谷税務署(☎<21>6211)
市市民税課(☎<71>2214)



／私たち市民税課の職員がお手伝いします！＼

今年の主な変更点です！

①申告には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要になりました。

→ 3・4 ページ参照

②市内3会場(明祥公民館、北部公民館、桜井福祉センター)の受付時間を一部延長します。

→ 5 ページ参照

③申告書等の市役所内配布・提出場所(市民税課窓口)が、本庁舎1階から北庁舎2階に変わりました。→ 4 ページ参照

申告の注意

■ 次の場合は申告を(主な例)

平成28年1月1日～12月31日に次の①～⑥に該当する所得があった、又は⑦に該当する人は申告が必要です。

① 営業、農業、不動産等の所得

② 2力所以上からの給与

③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得

④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金

⑤ 土地、建物等の譲渡所得

⑥ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)による所得があり、社会保険料等の控除を受ける

※ 収入が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人は、確定申告は不要です。ただし、源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している人は申告が必要です。

⑦ 確定申告により所得税及び復興特別所得税が還付される

■ 申告に必要なもの(主な例)

②～⑤の書類はいずれも原本が必要です。

① マイナンバー(個人番号)が分かるものの写し及び身元確認書類の写し(マイナンバーカードをお持ちの方はマイナン



本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り、）などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ



▲マイナンバーカード(表面)



▲通知カード

▲マイナンバーが分かるものの写し及び身元確認書類の写しについて

▲通知カード

バーカードのみ。また、刈谷税務署以外で申告する人は申告書に写しを添付する必要があります（※詳しくは上図参照）。

② 源泉徴収票等、収入金額が分かるもの（必要に応じ、配偶者のもの）

③ 生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書

④ 社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税・介護・後期高齢者医療保険料の支払明細書は、市から該当者へ1月25日(木)に発送します。年金引き落としの人は、源泉徴収票に金額が記載されています。国民年金保険料については、刈谷年金事務所にて、控除証明書の交付を受けてください。

⑤ 医療費の領収書

※事前に領収書の合計額と保険等による補てん額が分かるようにしておいてください。

⑥ 認め印

⑦ 申告者名義の口座（金融機関名・支店名・口座番号）が分かるもの（通帳等）

■ 申告書の発送・配布

昨年の状況に基づき、1月26日(木)に市民税・県民税申告書を市役所から送付します。確定申告

申告書は税務署から順次送付される予定です。ただし、昨年パソコン等を利用して確定申告した人には送付されない場合があります。

なお、申告書等は刈谷税務署以外に市市民税課（北庁舎2階・各支所・出張所）にも用意しています。市の施設にある申告書類は数・種類に限りがあります。

■ 申告書の提出

全て記入した申告書は、各会場へ持参、又は郵送で提出できます。市民税・県民税申告書は市役所、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。

投函する際は、必ず源泉徴収票等の資料を「添付資料台紙」に貼付してください。

確定申告書は、1枚目のみを提出し、控え（2枚目）は必ず手元に残してください。

また、市役所・市内3会場では、控えに収受印を押すことができます。収受印が必要な場合は、刈谷税務署へ返信用封筒を同封して郵送するか、持参してください。

■ 申告会場

いずれの会場も混雑が予想されます。時間に余裕をもってお

刈谷税務署案内図



越してください。駐車場には限りがありますので、公共交通機関等で来場してください。

■ 刈谷税務署での申告

● 開設期間 2月16日(木)～3月15日(木)午前9時～午後5時(土・日・祭日は除く。ただし、2月19日(日)26日(日)は開設)

※午後4時までに受付にお越しください。

● 場所 右案内図のとおり

※刈谷市総合文化センター（アイリス）立体駐車場屋上部分はセンターの催事等により、利用できない場合があります。

確定申告書の様式（平成27年分）

氏名：フリガナ
住所：〒
市役所・市内3会場での申告相談ができません。刈谷税務署へお出かけください。

■ 次の申告相談は刈谷税務署へ

① 平成27年分以前の所得税の申告相談

② 営業・農業・不動産所得の申告

③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告

④ 申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得の申告

⑤ 相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告

⑥ 贈与税・相続税・消費税の申告

⑦ 住宅借入金等特別控除の初回申告

⑧ 住宅耐震（予定）改修、認定長

①平成27年分以前の所得税の申告相談

②営業・農業・不動産所得の申告

③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告

④申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引

⑤ 相続・贈与等に係る生命保険

⑥ 贈与税・相続税・消費税の申告

告
⑦住宅借入金等特別控除の初回

申告
⑧住宅耐震(特定)改修、認定長

期優良住宅等に係る特別控除
の申告

⑨海外に居住している親族を控除対象扶養親族として追加する申告

国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書の作成ができます。インターネットを使用して、自宅で申告書が作成できますので、ぜひご利用ください。

開催日	受付時間	会場
★ 2月2日(木)	午前9時～午後8時	明祥公民館
2月3日(金)	午前9時～午後4時	
★ 2月7日(火)	午前9時～午後8時	北部公民館
2月8日(水)	午前9時～午後4時	
★ 2月9日(木)	午前9時～午後8時	桜井福祉センター ※桜井公民館ではありません。
2月10日(金)	午前9時～午後4時	
2月16日(木)～ 3月15日(水) (土(日)を除く)	午前9時～午後4時	市役所 大会議室 (本庁舎3階)

※市役所会場でエレベーターを使用する場合は、北庁舎玄関からお入りください。

■市役所・市内3会場での申告
●開催日／受付時間／会場 上
表のとおり



■市の指定を受けたNPO法人への寄附金税額控除

条例で市の指定を受けたNP
○法人に寄附をした場合、申告
により市民税の税額控除を受け
ることができず。

寄附金受領証明書を添えて、
市民税・県民税申告書又は寄附
金税額控除申告書を提出してく
ださい。

ワンストップ特例の適用を申請している人で次のいずれかに該当する場合は、すべてのふるさと納税にかかる寄附金を含めて確定申告又は市民税・県民税申告をする必要があります。

①平成28年分の確定申告、市民税・県民税申告をする

① 障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、この認定書で障害者控除を受けることができる場合があります。

②おむつ代の医療費控除確認書
市発行の確認書で、医師発行
のおむつ使用証明書にかえるこ
とができる場合があります。

● **対象** 要介護認定1～5の人
① ↓ 65歳以上の人 ② ↓ 寝たきり状態で、
昨年同様の申告をした人

●申込 高齡福祉課(☎71)2223)
※認定書・確認書は、申込後1週間程度で送付します。